

和光市契約規則(昭和39年規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(入札の公告)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合には、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第3条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

(入札保証金)

第4条 令第167条の7に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。

2 入札保証金は、入札の終了後、直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後還付若しくは契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

3 令第167条の7第2項の規定による担保は、次のとおりとする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 銀行が振り出した小切手
- (5) 銀行に対する定期預金債権
- (6) 銀行、市長が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

4 前項第1号から第3号までに掲げる証券は、無記名式とする。

- 5 第3項第5号に掲げる定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

(小切手の現金化)

第5条 前条第3項第4号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、市長は、会計管理者をしてその取立て並びにその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合にこれを準用する。

(担保の価値)

第6条 第4条第3項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (3) 銀行が振り出した小切手 小切手金額
- (4) 銀行に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (5) 銀行、市長が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証 保証額

(入札保証金納付の特例)

第7条 市長は、次に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2カ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) ダイレクト型一般競争入札(入札書提出後に、有効な範囲内における最低価格提示者から順に入札参加資格を審査して、適格の場合に落札者とする方法による一定の資格要件を定めて行う一般競争入札をいう。)によるとき。
- 2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

(予定価格)

第8条 市長は、一般競争入札に付する場合には、その事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低制限価格)

第8条の2 市長は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けるときは、前条の例によりその価格を定めるものとする。

(調査基準価格)

第8条の3 市長は、必要があるときは、あらかじめ令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する場合に該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けることができる。

(予定価格等の扱い)

第9条 一般競争入札に付した事項についてはその予定価格を、特に最低制限価格又は調査基準価格を定めた事項については、その予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格を封書にし、開札の際、開札の場所に備えて置かなければならない。

2 市長は、令第167条の10第1項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

(入札の方法)

第10条 入札をしようとする者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札保証金を要するものについては、その領収書を添付して市長の定める時限までに入札をしなければならない。

2 代理人により一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、その権限を証する書面を提出しなければならない。

(入札の変更)

第11条 市長が必要と認めるときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。

2 市長は、入札に不正があると認めるときは、入札を取り消すことができる。

3 前2項の場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市はその責を負わない。

(落札者からの入札取消)

第12条 落札者が契約締結前に入札の取消しを申し出たときは、再入札を行う。

この場合においては、第2条によらないことができる。

- 2 前項の申出が開札後直ちになされたときは、適宜により、次位の入札を落札とすることができる。ただし、この場合の落札金額は、取り消した当初の落札者の落札金額と同額とする。

(落札者の義務)

第13条 落札者は、落札の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 工事請負の落札者は、契約と同時に工程表、請負工事費内訳明細書その他市長が指定する書類を提出しなければならない。

第14条及び第15条 削除

(一般競争入札に関する規定の適用)

第16条 第4条から第12条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約によることができる予定価格)

第17条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約の内容等の公表の手続)

第17条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約による契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
 - (2) 契約の内容
 - (3) 契約の相手方の選定基準
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 契約に係る物品又は役務の名称
 - (2) 契約の相手方の氏名又は名称
 - (3) 契約の相手方とした理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(見積書の徴収)

第17条の3 市長は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき、又は官報その他のもので価格が確定し見積書を徴する必要がないときは、この限りでない。

(単価契約)

第17条の4 市長は、契約の内容又は性質上総価格を確定することができない場合においては、その単位当たりの価格を定める契約(以下「単価契約」という。)を締結することができる。

2 前項の単価契約は、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 給付の内容及び単価
- (4) 契約の履行の方法、期間及び場所
- (5) 契約代金の支払方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の作成等)

第18条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書作成を省略することができる場合)

第19条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が50万円を超えないとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
 - ア 土地又は家屋等の買収及び補償に係る契約
 - イ 不動産の貸借の契約
 - (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - (3) 官公署(公社及び公団を含む。)と契約するとき。
 - (4) 単価契約を締結したものに係る請負及び物品等の購入等をするとき。
 - (5) 仮契約書に本契約の締結を省略する旨を明記したものの契約をするとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約の適正な履行を確保するため、前条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに類する書類を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第20条 令第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、請求により速やかに還付する。
- 3 契約の変更により契約金額に減少があつた場合において契約の相手方から要求があつたときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。
- 4 第4条第3項から第5項まで、第5条及び第6条の規定は、第1項の契約保証金の納付に代えて担保を徴する場合に、これを準用する。

(契約保証金の納付の特例)

第21条 市長は、次に掲げる場合においては契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合においてその者が過去2か年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付され

るとき。

- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(監督職員の資格及び一般的職務)

第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員(以下「監督職員」という。)は、2級以上の職員とする。

- 2 監督職員は、必要があるときは工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。
- 3 監督職員は、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 4 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において、特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第23条 法第234条の2第1項の検査に当たる職員は、主席検査員及び検査員(和光市組織規則(平成14年規則第29号)第8条に規定する主席検査員及び検査員をいう。)並びに当該契約を所管する課長(和光市組織規則第7条第1項に規定する課長をいう。以下「検査職員」という。)とする。

- 2 検査職員は、工事の請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。
- 3 前項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。
- 4 前2項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当者等に提出するものとする。
- 5 第2項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査にこれを準用する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第24条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第25条 令第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

(部分払)

第26条 契約により工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既納部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。

2 部分払の支払回数は、次の各号の定める回数の範囲内において行うことができる。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(1) 契約金額が500万円未満の場合 1回

(2) 契約金額が500万円以上1,000万円未満の場合 2回

(3) 契約金額が1,000万円以上3,000万円以下の場合 3回

(4) 契約金額が3,000万円を超える場合

3,000万円を超えた金額については、500万円を超える金額につき、500万円までの金額を増すごとに前号の回数に1を加えた回数

(その他)

第27条 この規則施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に売買、貸借、請負、その他の契約を締結している場合は、契約の履行を完了するに至るまで、なお従前の例による。

附 則(昭和45年規則第9号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前に行なわれた第35条第1項ただし書の検査は、この規則の定めるところにより行なわれたものとみなす。

附 則(昭和45年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第18号)

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の和光市契約規則第14条第2項により作成した入札指名人名簿は、昭和56年5月31日でその効力を失う。

附 則(昭和56年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第41号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の和光市契約規則第14条第2項により作成した入札参加資格人名簿は、昭和58年5月31日でその効力を失う。

附 則(昭和59年規則第3号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第19号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第14号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第32号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。